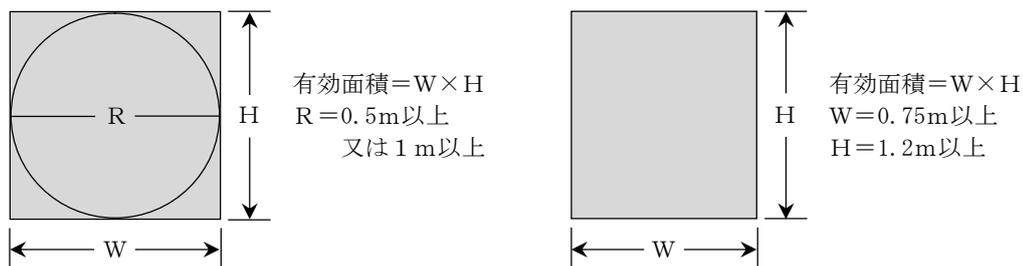


## 無窓階の判定要領

消防法施行令第10条第1項第5号に規定する「建築物の地上階のうち、避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階」（以下「無窓階」という。）の判定は、次によるものとする。

1 無窓階は、次に該当する階とする。

- (1) 11階以上の階にあっては、直径0.5メートル以上の円が内接することができる開口部（以下「小型開口部」という。）の面積の合計が、当該階の床面積の30分の1以下の階
- (2) 10階以下の階にあっては、直径1メートル以上の円が内接することができる開口部若しくは幅0.75メートル、高さ1.2メートル以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が2未満又は小型開口部と大型開口部の面積の合計が、当該階の床面積の30分の1以下の階

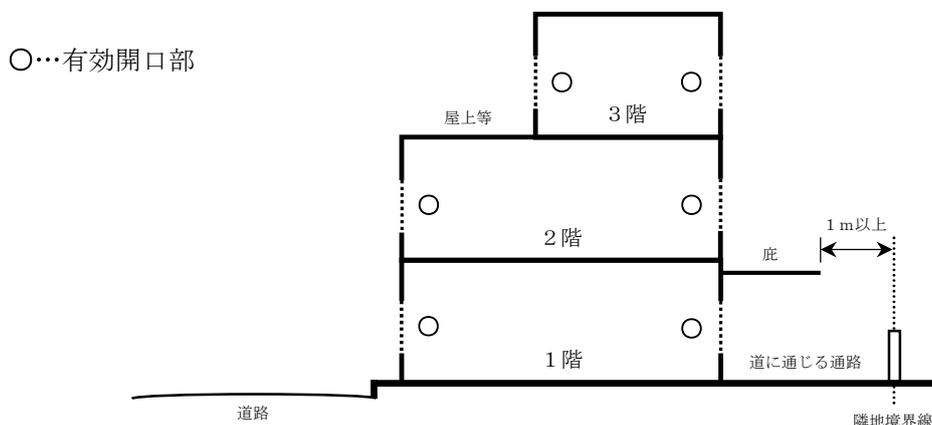


2 無窓階の判定に係る開口部の位置及び構造は、次のとおりとする。

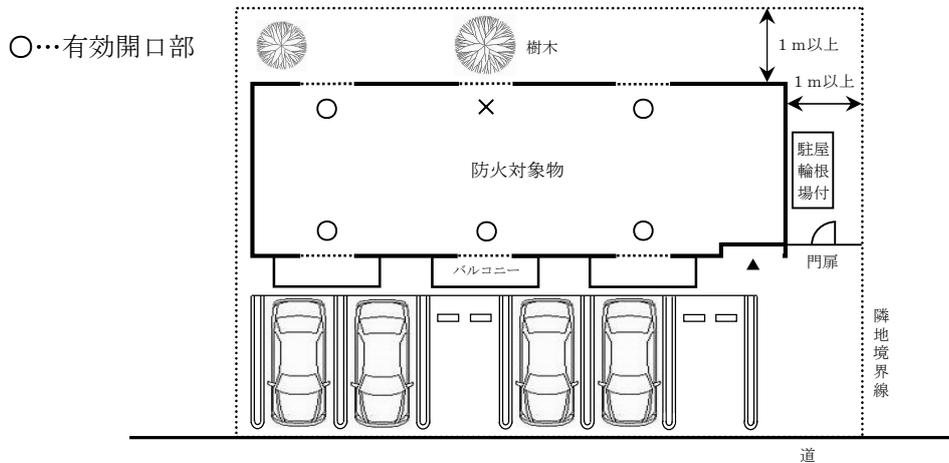
- (1) 床面から開口部下端までの高さは、1.2メートル以下であること。ただし、次に定める構造の踏み台を避難上支障のないように設け、かつ、踏み台の床面から開口部下端までの高さを1.2メートル以内とした場合は、この限りではない。
  - ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
  - イ 開口部が設けられている壁面とは隙間がなく、床面に固定されていること。
  - ウ 高さ0.3メートル以内、奥行き0.3メートル以上、幅は開口部の幅以上であること。
- (2) 11階以上の階を除き、道又は道に通じる幅員1メートル以上の通路その他の空地に面していること。

なお、「通路その他の空地」には、次に掲げるものを含むものとする。

- ア 敷地外の空地（国、地方公共団体等の管理する公園等）で、将来にわたって空地の状態が維持されることが確実なもの
- イ 道又は道に通じる幅員1メートル以上の通路に通じる広場（庭、屋上、バルコニー、屋根、庇、傾斜地、階段状の部分）で、避難及び消火活動が有効にできるもの



- ウ 空地の1メートル以内の部分に、樹木、塀、駐輪場その他の工作物があり、かつ、容易に除去できないものがある場合で、避難及び消火活動に支障がないもの  
 なお、当該部分に門扉がある場合の錠前は、後ウ、(7)に準じるものとする。

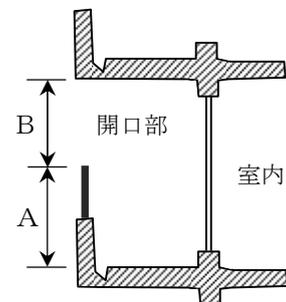


- (3) 次に掲げる事項により、内部から容易に避難できる構造で、かつ、外部から開放又は容易に破壊して進入できること。

ア 設置する錠前は、個別の鍵又は暗証番号の入力を要せずに解錠できるクレセント錠又はレバーハンドル錠等とし、補助錠を含めて2以下であること。

イ 開口部に面してマガジンラック等が置かれる場合は、容易に移動できる可動式（キャスター付き）とすること。

ウ 開口部に面してバルコニー等の手すり及び腰壁（以下「手すり等」という。）が設けられている場合は、手すり等の高さ（図A）は1.2メートル以下（学校にあっては、足掛けが可能な床の立ち上がり部分を含まない。）とし、手すり等の上部（図B）には、直径1メートル以上の円が内接することができる開口部を確保すること。ただし、手すり等を乗り越えることなく別に設けられた出入口、外部階段等により開口部に行き着ける場合は、この限りではない。



- 3 開口部に設けるガラス窓のガラス及び判定表は、次のとおりとする。

- (1) ① 厚さ6ミリメートル以下の普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス、熱線反射ガラス
- (2) ② 厚さ8ミリメートル以下の普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス、熱線反射ガラスで、大きさが概ね2平方メートル以下で天端の高さが床面から2メートル以下のもの
- (3) ③ 厚さ6.8ミリメートル以下の網入板ガラス、耐熱板ガラス
- (4) ④ 厚さ10ミリメートル以下の網入板ガラス、耐熱板ガラス
- (5) ⑤ 厚さ5ミリメートル以下の強化ガラス、耐熱板ガラス
- (6) ⑥ 「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について」（平成19年消防予第111号）第2-2に掲げる合わせガラス
- (7) ⑦ 倍強度ガラス、その他のガラス

ガラス窓の判定表	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
引き違い窓、突き出し窓、回転窓の一部を破壊し開放した有効部分	○ (PET1) (PET2)	○ (PET1) (PET2)	○ (PET1) (PET2)	△	○ (PET1) (PET2)	△	×
はめ殺し窓 (FIX) を破壊した有効部分	○ (PET1)	○ (PET1)	×	×	○ (PET1)	×	×

○…認められる。ただし、③の網入板ガラスの引き違い窓のみ有効部分を2分の1とする。

△…避難階、バルコニー又は破壊作業のできる足場があれば認められる。

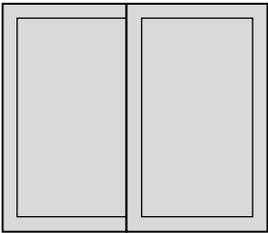
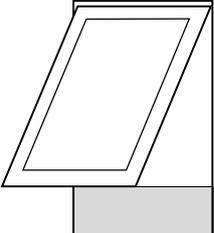
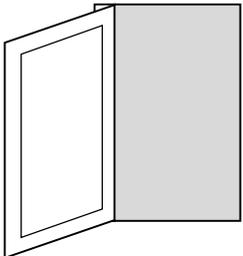
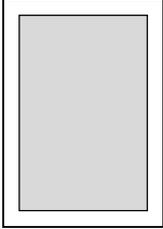
×…認められない。

PET1…ポリエチレンテレフタレート製（以下「PET製」という。）の飛散防止フィルム及び防犯フィルム等のうち、多積層（引裂き強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねたもの）以外で基材の厚さが100マイクロメートル以下のもの又は塩化ビニル製の窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400マイクロメートル以下のものを貼付したガラスも有効

PET2…PET製の窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で基材の厚さが100マイクロメートルを超え400マイクロメートル以下のもの又は多積層で基材の厚さが100マイクロメートル以下のものを貼付したガラスも有効

※複層ガラス及び二重窓は、構成するガラスごとに判定する。

4 ガラス窓の有効部分は、次に示す色付きの部分とする。

引き違い窓 (例)		突き出し窓 (例)	
回転窓 (例)		はめ殺し窓 (例)	

5 シャッター等の開口部及び判定表は、次のとおりとする。

(1) ①屋内外から手動により開放できるシャッター付き開口部

- (2) ②屋内外から電動により開放できるシャッター
- (3) ③屋内から手動により、屋外からは水圧により開放できるシャッター
- (4) ④屋外から消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放（破壊）できる軽量シャッター（JIS A4704で定めるスラットの板厚が1ミリメートル以下で、電動シャッター以外のもの）及び帆布シャッター
- (5) ⑤屋内外から特殊な工具を用いることなく容易に開放（破壊）できる帆布製で、当該開放（破壊）範囲をマーキングした部分（消防の進入口である旨も併記すること。）

シャッター等の判定表	①	②	③	④	⑤
シャッター等を開放した有効部分	△	▲	△	△	△

△…避難階、バルコニー又は破壊作業のできる足場があれば認められる。

▲…避難階、バルコニー又は破壊作業のできる足場があり、かつ、非常電源があれば認められる。